聖籠町告示第89号

聖籠町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改 正する告示を次のように定める。

令和2年9月3日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部 を改正する告示

聖籠町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱(平成26年聖籠町告示第39号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「要綱」を「告示」に改める。

第4条第2項中「住民基本台帳カード」を「マイナンバーカード」に改める。 第5条第2項から第5項までを削る。

第6条第1項中「登録者」を「登録者名簿に登録された者(以下「登録者」 という。)」に改め、「登録期間中に」を削る。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条中「要綱」を「告示」に改める。

別記様式第1号中

Γ

Γ

明治・大正・昭和・平成・西暦 生年月日 年 月 日

」を

(元号) 生年月日 年 月

」に、

日

(1) 本人による申請の場合 本人確認書類(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード等)

」を

(1) 本人による申請の場合 本人確認書類 (運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カード等)

」に

改める。

別記様式第2号中

Γ

生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦		
	年	月	日

」を

Γ

生年月日	(元号)		
	年	月	日

」に、

・ (1) 本人による届出の場合 本人確認書類(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード等)」 を

(1) 本人による届出の場合 本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カード等)」 に 改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に登録者名簿に登録されている者の登録期間については、なお従前の例による。